

三股町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

三股町教育委員会

# 目次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4～6
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	6～7

# 1 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、地方公務員法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

三股町教育基本方針における基本目標「未来を創る 心豊かで活気あふれる文教三股の人づくり」を推進し、将来を担う心豊かで生きる力をもった「みまたん子」を、学校、家庭及び地域が一体となって町民全体で育むためには、教育の直接の担い手である教職員が、心身の健康を保持し、誇りとやりがいをもって専門性を最大限に発揮できる環境が不可欠である。

本計画によって、教職員の業務量を適切に管理し、授業を中心とした質の高い教育活動に専念できる体制を構築することで、三股町の教育施策の柱である「知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成」と「教育の質の向上」を確かなものとする。

## (2) 本町の現状

- 三股町教育委員会では、「三股町立学校管理運営規則」に「教育職員の業務量の管理等」を位置付けるとともに、「学校における働き方改革の推進に係る取組」によって、教職員の在校等時間の適切な管理と縮減に取り組んできた。
- 取組の結果、本町における教育職員（校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、養護助教諭をいう。）の時間外在校等時間の状況について、令和6年度及び令和7年度（4月から翌年1月まで）の状況は以下のとおりであった。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間未満の割合	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月27.9時間	84.3%	14.9%	0.8%
中学校	月42.6時間	62.0%	25.2%	12.8%

### 【令和7年度の時間外在校等時間の状況】（令和8年1月までの集計による）

	年平均	月45時間未満の割合	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月27.0時間	86.0%	13.5%	0.5%
中学校	月41.9時間	60.0%	28.0%	12.0%

## ○ 現状分析と課題

- ・ 町全体の月45時間未満の割合は約78%と横ばいであり、改善が足踏み状態にある。特に校種間の差が大きく、時間外在校等時間においては、小学校は平均約27時間と改善が進んでいるが、中学校は平均約42時間と依然として高い水準にある。
- ・ 中学校では教職員の約40%が月45時間を超えており、その主な要因は、部活動指導のほか、生徒数1,000人規模の大規模校において、一人当たりの授業時数及び学習評価の対象人数が多いことの影響も考えられる。
- ・ 最重点目標である「月80時間以上の長時間勤務者ゼロ」についても、解消に至っておらず、特定の職種や時期に負担が集中しないよう、全町的なマネジメントの強化が求められる。
- ・ 教頭においては、「調査・照会等の事務」や「保護者対応」が長時間勤務の主な要因となっていると考えられ、管理職が本来の学校組織マネジメントの業務に専念できる環境整備が不可欠である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において、令和10年度までに達成を目指す目標を以下のとおり設定する。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 本計画においては、令和10年度までに以下の水準に引き上げることを目標とする。将来的には、1か月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%、1年間における1か月あたりの時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることを目指す。

【時間外在校等時間1月あたり45時間未満の割合】

- ・ 校長：100%（令和6年度：94.0%）
  - ・ 教頭：75%（令和6年度：33.3%）
  - ・ 教諭等：85%（令和6年度：79.5%）
  - ・ 事務職員：100%（令和6年度：90.9%）
- 月80時間を超える教職員については、「ゼロ」を継続して最重点目標とする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年次有給休暇の年間取得平均15日以上を目指す。
- 健康指標については、ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を95以下（全国平均を100として）とする。
- 働きがいについては、教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる状態を目指す。

### 3 計画の期間

- 令和8年度から令和10年度まで（3年間）

### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

##### ア 学校以外が担うべき業務（負担を地域・行政へ移行又は展開を図る。）

- 登下校時の見守り
  - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
  - ・ 学校運営協議会等を通じて、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける巡回等
  - ・ 放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、原則、学校における自主的な見回り業務は行わないこととし、学校運営協議会等を通じて、保護者や地域住民による日常的な見守り活動を推進するとともに、青少年指導員や見守り隊等の活動との連携を図る。
  - ・ 生徒指導連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 学校徴収金の公会計化
  - ・ 学校徴収金の公会計化を目指すとともに、「代金回収サービス」の活用により、学校徴収金を保護者の指定口座から自動的に引き落とし、現金集金の手間やリスクを削減することで、教職員の負担を軽減する。
- 困難事案への組織的対応
  - ・ 学校で対応困難な過剰な苦情等に対し、教育委員会の責任において直接対応する体制を構築するとともに、弁護士等の専門家を活用できる環境の構築を進める。

##### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務（専門スタッフ等への役割分担）

- ICT機器の保守・管理
  - ・ 教育委員会による委託業者が中心となって保守・管理を担う体制を構築する。
- 施設・設備の管理
  - ・ 体育館等の地域開放に伴う事務手続の電子化について検討を進めるとともに、学校プールの管理については地域人材の活用を図る。
- 校舎の開錠・施錠
  - ・ 機械警備を継続し、特定の職員に負担が集中しないよう全職員による役割分担を推進する。

- 調査・照会等の事務
  - ・ 国や県の調査・照会については、学校の負担軽減を図るよう要望する。
  - ・ 教育委員会が回答するものについては、必要性や妥当性を検討し、原則、学校への問合せや照会を行わない。
- 部活動の地域展開（三股中学校ロードマップ）
  - ・ 週当たり2日以上 of 休養日の徹底、平日2時間程度、休日3時間程度の活動時間の順守、地域人材や部活動指導員の活用推進を図る。
  - ・ 改革実行前期（R8～R10）において、具体的な地域展開を推進するための協議会を設置し、地域の実情に合わせた体制構築のための「足場づくり」を重点的に行う。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（デジタル化と外部人材の活用）

- 授業準備・採点業務
  - ・ スクール・サポート・スタッフ（SSS）の配置を推進し、教材印刷や採点補助の充実を図る。
  - ・ デジタルドリルや自動採点技術、生成AIの活用事例を共有し、業務を効率化する。
- 校務事務のデジタル化
  - ・ 次世代統合型校務支援システムにより、出欠・成績管理、指導要録の作成のデジタル化と効率化を進める。
  - ・ 特別支援教育においては、教育ソフトの導入により、教職員の業務の効率化を図るとともに専門性の向上を推進する。
- 支援を必要とする児童生徒・家庭への対応（専門家との連携）
  - ・ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の校内会議への参加を促進し、組織的な支援体制を構築する。
  - ・ 教育支援センターの機能強化及び校内教育支援センターの充実を進める。

## （2）学校における措置の推進

- 教育課程の工夫
  - ・ 年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。（年間1,086単位時間以下）
  - ・ ねらいが形骸化した行事や会議の精選、清掃時間の短縮・頻度の見直しを推進し、勤務時間内に放課後時間を確保する。
- 会議運営の効率化
  - ・ 会議の定時終了、週1回の「ノー会議デー」の設定、オンライン会議の積極活用を推奨する。

- 電話対応体制の整備
  - ・ 留守番電話設定によって、勤務時間外に教職員が電話対応に当たらない時間を保障する。
  - ・ 「通話音声品質向上及び内容確認のための録音」を行うための音声対応を導入することにより、電話対応の適正化を図り、教職員と保護者等とのよりよい関係づくりに取り組む。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 夏季学校閉庁日の設定
  - ・ 社会的にお盆休みである8月10日から8月16日までの7日間を学校閉庁日として設定し、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得の促進を図る。
- 冬季学校閉庁日の設定
  - ・ 社会的に正月休みである年末年始の休日(12月29日から1月3日まで)に続き、第3学期始業日前の2日間の勤務日を確保した前日までを、冬季学校閉庁期間として設定し、教職員が休暇に専念できる環境を整える。(原則として、1月4日以降に2日間の勤務日を確保した前日までを閉庁日とする。)
- 長期休業期間の時差出勤
  - ・ 長期休業期間において、学校の組織的な業務(職員会、校内研修等)に支障のない範囲で時差出勤の取組ができるよう学校の取組を推進する。
- 長時間労働者への対応
  - ・ 月80時間を超える教職員については、校長と教育委員会が密接に連携して勤務実態を分析し、年度内であっても業務分担の変更や事務作業の代替等、必要に応じた業務の再配分を行い、健康確保と負担軽減を講じる。
  - ・ 月80時間を超える教職員に対して、管理職による面談、教育委員会及び専門家によるヒアリング、医師の面接指導を実施し、健康障害の防止に努める。
  - ・ 月80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員から申し出があった場合、緊急性をもって速やかに医師による面接指導を行う。
- メンタルヘルス対策
  - ・ ストレスチェック実施率100%を維持し、集団分析結果に基づく職場環境改善(総合健康リスク95以下)を実施する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 状況の把握と公表
  - ・ 次世代統合型校務支援システムにより出退勤を管理し、在校等時間を客観的に把握するとともに、毎年度、総合教育会議で報告し、三股町のホームページで状況を公表する。

- 個別の指導・支援（サポート訪問）
  - ・ 依然として長時間勤務が発生している学校に対し、教育委員会が直接訪問して聞き取りや実効性のある改善指導を行う。
- 管理職のマネジメント向上
  - ・ 校長・教頭を対象とした組織管理や時間管理に関する研修を充実させ、リーダーシップによる改革を推進する。
- 地域・保護者の理解促進
  - ・ 学校運営協議会等を通じて、学校閉庁日や業務の3分類による役割分担の意義を丁寧に説明し、地域全体で子供を育て「チーム学校」の実現を目指す。
  - ・ 学校評価の項目に教職員の勤務時間や健康状態に関する項目を評価指標として設定し、その結果を公表する。

## 【学校と教師の業務の3分類】（文部科学省）

### 学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

**学校以外が担うべき業務**

**教師以外が積極的に参画すべき業務**

**教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務**

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

7